

# 薬円台リトルスター チーム規約

2017.2.19改定

- 第1条 (名称) 薬円台リトルスター
- 第2条 (本拠地) 千葉県船橋市薬円台 薬円台公園・薬円台小学校グランド・小室新グランド
- 第3条 (目的) ①“目先の一勝よりこどもの一生”をモットーとする  
目先の一勝に拘るのではなく子供の一生を考え、小学生に必要な基本を教え、小学校を卒業しても野球を続けてもらう事を重要視する。  
②野球を通しての人間・人間力の形成  
野球、礼儀、挨拶、道具を大切に、チームワークの大切さを野球を通して指導する。  
③楽しさの中に厳しさを織り交ぜたバランスの良いチーム運営  
④子供を中心に据えたチーム運営(会の全ての中心は、子供を第一に考慮する)
- 第4条 (活動) 毎週 土曜日・日曜日・祭日を活動日とする。  
(3月～11月⇒土曜:8時半～、日曜:8時～ 12月～2月⇒土曜:9時～、日曜:8時半～)  
チーム運営上の事由により変更のある場合は、各チーム毎の連絡網にて連絡を回すこととする。
- (加盟団体) 船橋市野球協会少年学童部・友和連盟(社)少年軟式野球国際交流協会・ルーキーリーグ他
- 第5条 (役員) ①指導者: 代表(1名) 監督(各チーム1名) コーチ(数名)  
②上記指導者の他、副代表をおくことができる。  
③父母会: 子供の入会と同時に、保護者は父母会の会員とする。
- 第6条 (各係) 事務係(コーチから)1名・会計係(コーチから)1名・会計監査(チームより1名・父母会より1名)
- 第7条 (任期) 役員・各係の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 第8条 (選出) 役員(指導者)・係(指導者)の選出は、如何なる場合においてもコーチ会の決議による選出とする。決議はコーチ会の過半数を必要とする。
- 第9条 (最高決議機関) 全体コーチ会を最高決議機関とし、決議には過半数のコーチが出席したコーチ会議にて2/3以上の同意を必要とする。
- 第10条 (コーチ会) コーチとは総会資料・指導者名簿に記載のある者とする。  
コーチは規約目的に沿い、子供達の手本となり、指導にあたる。  
日常の活動方針については、コーチ会の承認を受け行動する。  
全体コーチ会は毎月最終日曜日の練習後とし、議題は事前に通達するものとする。  
コーチ全員に召集権があるものとする。
- 第11条 (総会) 総会は毎年1回(3月中旬)行うものとし、決議については出席者の過半数(1票/家庭)を必要とする。総会の招集は代表が行う。但し緊急の場合はコーチが召集する事が出来る。
- 第12条 (チーム編成) チーム編成は、Aチーム:6年生以下・Bチーム:5年生以下・Cチーム:4年生以下・Dチーム:3年生以下・Eチーム:2年生以下(人数によりDチームに含む場合有り)とし、コーチ会において決定する。各チームに主将1名・副主将1～3名を選出する。
- 第13条 (会員) 本会は入会申込書を提出し、代表・コーチ会が認めた入会希望者を会員と認める。但し、会の目的の通り、子供が希望した場合には基本的に入会を認める事とする。  
①選手は幼稚園(自分の事が自分で出来る)から小学校6年までとする。  
幼稚園児については、基本的に保護者がコーチとして付き添う事とする。  
②代表・監督・コーチ会は本会会員とし、本会は名誉会員をおくことが出来る。
- 第14条 (退会) 本会の退会は次の項に該当したときこれを認める。  
①会員(選手が)本会を終了し資格を失ったとき(小学校6年生・3月卒団式まで)  
②会員が退会を希望し、代表・コーチ会がこれを認めるとき  
③会員が全体コーチ会において除名決議を受けたとき
- 第15条 (会費) 本会会員は(代表・監督・コーチ・名誉会員を除く)会費を滞納なく納入しなければならない。会費は2か月分を1回に徴収(4・5月/6・7月/8・9月/10・11月/12・1月/2・3月・計6回)する。保険料は4・5月に、会費とは別途徴収する。800円/年額  
会費の用途としては、会の野球用品・薬品・所属団体登録料・事務経費・通信費・慶弔・グランド設備用品等、会の運営のみに使用することとする。
- 第16条 (保検) ①会員は全員、会の定めたスポーツ障害保険に加入する。  
②会員に活動中事故が発生した場合、このスポーツ障害保険の補償の範囲での補償とし、本会は一切の責任を負わないものとする。  
③補償内容は別紙参照とする。
- 第17条 (会計) ①本会の会計年度は総会翌日から始まり、翌年総会を終了するものとする。  
②本会の経費は、会費・寄付金・その他収入をもってこれにあたる。  
③会費は月会費2500円/月とし、会計係にて徴収する。  
④合宿・遠征・その他特別な活動においては、その場合別途会費を徴収する。
- 第18条 (施行) 本規約は2006(h18)年3月21日より施行する。
- 第19条 (改定) 本規約の改定はコーチ会において行うものとし、改定承認は総会参加者の2/3以上の同意を必要とする。 - 1 -
- (補足) この規約は1年間を実効とする。